議 長 日程第4「承認第1号専決処分の承認を求めることについて(松田町税条例 の一部を改正する条例)」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 承認第1号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により これを報告し、承認を求める。

平成30年4月19日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願いします。

税 務 課 長 それでは、承認第1号専決処分の承認を求めることについての内容説明をいたします。ただいまの町長の提案のとおり、平成30年度税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する法律が可決成立し、本年3月31日に公布されたところでございます。これにより、町税条例も所要の改正する必要が生じましたが、このうち4月1日からの課税に係るものについては、特に緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、松田町税条例の一部改正について、3月31日に専決処分をいたしました。

2枚目に専決処分書、3枚目に改正文を添付させていただいております。

条例改正の内容といたしましては、固定資産税に係るものでございます。1つ目は、今回の地方税法等の一部改正に伴い、地方税法施行規則も改正をされ、参照としている条文の前に2条が追加されたことに伴い、条ずれが生じたもので改正するものでございます。

次に、固定資産税の土地の負担調整措置につきまして、平成27年度から29年度までであったものを、平成30年度から32年度まで、現行の仕組みを3年間延長することになったことを受け、改めるものでございます。

詳細につきましては、資料、松田町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表において説明させていただきますので、最終ページをごらんください。左が改正後、右が改正前でございます。第20条、特定附帯設備に係る固定資産税の納税義務者等に関する規定ですが、引用する地方税法施行規則の第10条の2の10の前に、外国に居住する者の県知事に申請する個人の町県民税の徴収猶予の申請書の様式の規定及び申請があった場合の県知事から国税庁長官への通知の

規定の増加に伴う条ずれが生じたことにより、第10条の2の10を第10条の2の 12に改めるものでございます。

次に、附則の第7項でございますけれども、用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の経過措置につきまして、現行のスキームが3年間延長されたことに伴い、見出し及び同項内の「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、また、地方税法等の一部を改正する法律の法律年と法律番号及び対象となる条項についても改正するものでございます。

恐れ入ります、1枚お戻りいただきます。議案本文の中ほどをごらんください。施行期日についての附則でございます。施行期日につきましては、第1項で、公布の日から施行し、平成30年1月1日から適用としています。これは固定資産税の賦課期日が1月1日でございますので、遡及適用するためでございます。

第2項では、附則第7項の規定は年度の延長のため、平成30年1月1日から とし、第3項では固定資産税に関する経過措置として、附則第7項の規定は平 成30年度以降の年度分について適用し、平成29年度までにつきましては従前の 例によるものと定めるものでございます。

以上、説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

議

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。承認第1号専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。